

令和8年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務 仕様書

本仕様書は、飯舘村（以下「委託者」という。）が発注する令和8年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の名称

令和8年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援業務

2 委託業務の目的

本村は、東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故による長期の避難生活が強いられた。そのため、村の全20行政区のうち、平成29年3月31日に長泥地区を除く19行政区、令和5年5月1日に一部地域を除く長泥行政区の避難指示が解除されたものの、生活基盤が村外に確立してしまった世帯も多く、令和7年2月時点において村内で生活している村民は1,500人余りで、村内では村全体の様々な資源の活用率低迷や急激な少子高齢化等、重大な課題が一気に顕在化してきている。

これらの課題を克服するため、村では村民の帰還を進めることに加え、村のさらなる発展を期待して定住者の獲得を強力に進めることとしており、本業務は定住促進に繋がる交流・移住の活性化に向けて、移住等相談窓口の運営、移住者への就労支援、情報発信、地域おこし協力隊の採用・支援等、交流・移住・定住促進のための体制確立を図るものである。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

本村への移住者・定住者の増加に資することを目的として、次の業務を実施すること。

なお、本業務は原則として別紙1「交流・移住・定住ターゲット層」に定めるターゲット層を重視して実施すること。

（1）移住等相談窓口の管理・運営等

①いいたて移住サポートセンターの管理・運営業務

ア 相談員が2名以上常駐する移住相談窓口の開設、運営

イ 各種機材レンタル

・役場庁舎西側「までいな家」（飯舘村伊丹沢字伊丹沢578番地1）に事務所、移住相談窓口を設置、開設すること。

・「いいたて村の道の駅までい館」（以下「道の駅」という）（飯舘村深谷字深谷前12-1）の一部スペースにサテライト移住相談窓口を開設すること。

・移住相談窓口は、可能な限り早い時期に開設し、各種相談に対応できるようにすること。

・「道の駅」では移住相談対応のみ実施し、その他の業務については「までいな家」で実施することを基本とする。

・移住相談窓口は合計で240日程度開設し、「道の駅」での窓口開設は11時～14時の集客の見込める時間帯を基本とし、「道の駅」と相談うえ150日程度開設する。

- ・窓口の開設は基本平日とするが、相談者から事前に予約が入った場合やイベント等の対応が必要な場合は土日・祝日も業務を行うこと。
- ・来訪、電話、メール、オンライン等による各種移住相談等への対応をすること。
- ・上記「各種移住相談等」とは、移住に関する各種相談のほか、移住等の補助金申請書類作成支援、村内案内、空き家・空き地等の物件案内、関係各所への案内・紹介を含む。
- ・村の行政区をはじめとした各種コミュニティを把握し、必要に応じて移住者へ紹介・案内すること。
- ・窓口開設にあたり、事務室内に村が準備する備品は、机、椅子、鍵付きキャビネット2台、書類棚とする。
- ・その他相談窓口運営に必要な各種機材（wi-fi、プリンター、パソコン、スマートフォン、複合機等）、家具、車等については、レンタルにより確保すること。
- ・受付用のメールは、指定のアドレス（iju@iitatelife.jp）を使用できるようにすること。
- ・「までのいな家」における電気料及び水道料、暖房のための燃料代については、全額受注者が負担する。
- ・「道の駅」での窓口開設時の電気代等を「道の駅」に支払うこと。（参考：令和7年度は1,000円）
- ・移住等相談窓口運営する際は、「ふくしま12市町村移住支援センター」と連携・協力して窓口運営すること。

②移住関連イベントの参加

ア 関係各所との交渉、調整、資料作成等

イ イベントの参加（年4回以上）

- ・首都圏で開かれる各種移住フェア等へ参加し、現地での移住相談に対応し、フェア以降の移住関連イベント参加者を各フェア1組以上獲得するよう努めること。
- ・参加イベント

東北移住＆つながり大相談会2026 時期：令和8年7月中旬

場所：東京交通会館（東京都千代田区有楽町2-10-1）

第22回ふるさと回帰フェア

時期：令和8年9月中旬

場所：東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3-5-1）

福島しごと＆くらしフェア2026

時期：令和8年11月上旬

場所：東京交通会館（東京都千代田区有楽町2-10-1）

福島12市町村移住支援センター主催の移住フェア

時期：令和8年11月上旬

場所：未定（東京都内）

③移住関連イベントの実施

- ア 関係各所との交渉、調整、資料作成等
- イ イベント内容の企画
- ウ イベントの実施
- エ イベント参加者からの意見収集、分析

○村内移住関連イベント（年10回以上）

- ・イベントのメインターゲットは仙台市をはじめとする近隣の都市圏からの移住希望者とする。
- ・日帰りでの移住検討者向けイベントについて企画及び運営すること。（年6回以上）
- ・1泊2日での移住検討者向けイベントについて企画及び運営を行うこと。（年2回以上）
- ・移住者と村民の交流を目的としたイベントを企画及び運営すること。（年2回以上）
- ・イベント内容は村内の施設を活用した様々な体験が出来るよう企画すること。
- ・イベント内容の企画については、先輩移住者や村の担い手が村内に展開する拠点の訪問、村内イベントとの連携など、参加者と村民が交流する機会を設けること。
- ・参加者に対してアンケートの実施と集計を行い、それらを基に参加者の移住に向けた意欲や課題等を検証・分析し取りまとめること。
- ・イベントの参加者が定員に達するよう、広報媒体を活用して適切な内容や期間の広告・宣伝を行い、効果的な情報発信に努めること。
- ・各イベントについて移住までのステップでどのステージにアプローチするのかを提案すること。
ステップについては本仕様書末尾記載を参考にすること。
- ・各イベント（移住者と村民の交流会を除く）においてはイベント後の個別相談者を獲得（2名以上）及び、地域おこし協力隊の候補者を獲得（2名以上）するよう努めること。

○首都圏での飯舘村単独の移住フェア（年1回）

- ・「ふるさと回帰センター（東京交通会館）」で飯舘村単独の移住フェアを開催する。
- ・フェア後の個別相談者を2名以上獲得すること。
- ・フェアへの集客数が10名に達するよう、広報媒体を活用して適切な内容や期間の広告・宣伝を行い、効果的な情報発信に努めること。

（2）移住者向け就労環境の整備

①村内事業者へのヒアリング調査

- ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

イ ヒアリング・記事作成業務

- ・村内の企業等へ、仕事の内容や職場の魅力・雰囲気等について詳細にヒアリングをおこない、写真等を用いて情報を分かりやすく記事化し、移住者・移住検討者向けに発信すること。
- ・ヒアリングをおこなう企業等の数は、10社以上とすること。
- ・完成した記事は、村の移住定住ポータルサイトや本事業で運用するSNSへ掲載すること。

②移住検討者向け企業見学等サポート業務

- ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

- ・村内企業や村商工会、ハローワーク等の関係機関との連携を密にし、移住者に対する村の仕事情報の積極的な発信をおこなうこと。
- ・（1）①の業務と連携し、移住者・移住検討者に対し積極的な働きかけをおこない、年間10件を目標に企業見学や農家見学等のサポートをおこなうこと。

- ・その他、この項目において実施可能な、移住者・移住検討者の村内就労促進のための効果的なアイディアについて提案すること。

(3) 地域おこし協力隊の採用・活動支援

①地域おこし協力隊採用支援

ア 関係各所との交渉・調整・資料作成等

イ 応募検討者向け説明会の開催及び採用希望者との面談の実施等

・令和8年度の新規採用人数は、フリーミッション型2名、企業雇用型5名の計7名を目標とする。

参考：村の令和8年度の採用目標人数9名

・応募検討者向け説明会の開催は、希望があった際に都度実施することとし、現地でもオンラインでも参加可能なものとすること。

・採用希望者との面談は、年度を通して随時実施すること。

・採用人数の目標を達成するため、関係機関への積極的な働きかけを実施すること。

ウ 採用希望者との面談結果の報告

・採用希望者の適正について十分確認を行うこと

・面談した結果を村に報告すること

②地域おこし協力隊の活動支援

②-1 フリーミッション型地域おこし協力隊

ア フリーミッション型地域おこし協力隊員の面談の実施

イ 上記面談結果の報告書作成

ウ 活動計画書・報告書・請求書等支援業務

・全隊員との月1回以上の面談及び相談対応を実施し、結果を村へ報告すること。

・地域おこし協力隊の活動のサポートを実施すること。

（活動計画検討・計画書等作成支援、活動報告・活動報告書等作成支援、村への提出書類作成・確認・修正支援、その他地域おこし協力隊主催事業の支援等）

②-2 企業雇用型地域おこし協力隊

ア 企業雇用型地域おこし協力隊員の面談の実施

イ 上記面談結果の報告書作成

ウ 活動計画書・報告書・請求書等支援業務

・雇用主（年4回）と地域おこし協力隊員（毎月）の面談相談対応を実施し、結果を村へ報告すること。

・地域おこし協力隊の面談内容は定住支援のみとし、業務上の相談は行わない。

・地域おこし協力隊の活動について公益性を確認し、報告書作成の支援を行う。

・企業の地域おこし協力隊の活動のサポートを実施すること。

（村への提出書類作成・確認・修正支援等）

エ 地域おこし協力隊の活動かわら版の作成

・四半期ごとに各地域おこし協力隊員の活動内容を村民にPRするよう紙媒体にまとめかわら版を作成する。

・掲載内容は各地域おこし協力隊と相談うえの決定すること。

・1年間で活動中の全隊員が分掲載できるように作成すること。

・村内全戸配布できるよう3,000部作成すること。

(4) 情報発信業務

①効果的な情報発信手法の調査・分析

ア 調査・分析・運用

- ・情報発信業務全般において、村の移住ターゲット層に届くような効果的な村のPR方法について調査・分析し、業務に反映すること。

②移住系マッチングサイト及びSNS等の運用

ア 移住系マッチングサイトおよびSNS (Instagram、Facebook) の運用

イ 取材・記事作成・投稿等

- ・移住系マッチングサイトおよびSNSを活用した、移住検討者向けの情報発信をおこなうこと。
- ・使用する移住マッチングサイトおよびその最も効果的と考えられる活用方法について、提案すること。
- ・SNSは、主にInstagramを使用し、FacebookについてはInstagramの投稿と連動させる運用とすること。
- ・SNSについては基本的に本事業で運用をおこなうが、同じアカウントを他事業でも使用する可能性があるため、運用の際は関係機関と協議しながら進めること。
- ・SNSでは、村のPRのほか、移住促進に効果的と考えられる村の取り組みについても発信すること（例：村の子育て施策等）。
- ・SNSでの発信頻度は、週1回以上の定期的な発信のほか、村内の出来事など村から指示があったものについても隨時発信すること。

③紙媒体での移住・定住の訴求

ア フリーペーパー（パンフレット）の修正と印刷

- ・既に制作済の首都圏フェア配布用フリーペーパー（パンフレット）を今年度の首都圏フェアで使用するため開催前までに印刷すること。（500部程度）
- ・フリーペーパー（パンフレット）の内容については新しい情報を追加するなど見直しを行い、必要に応じて更新を行うこと。
- ・その他、フリーペーパーの内容等について、効果を最大限とするアイディアを提案すること。

イ Web広告の運用

- 広く村を認知してもらえるようWeb広告を使った運用をすること。（3ヶ月程度）

(5) ふるさと住民への対応

①ふるさと住民向けイベントの実施

- ・ふるさと住民同士の横のつながりを構築するため、イベントを実施すること。（年1回以上）
- ・イベントの内容については提案すること

②メールマガジンの送付

- ・ふるさと住民に向けに村の情報やイベント情報を記載したメールマガジンを送付すること。

（ふるさと住民票登録者情報）

- ・登録者数 1000人程度
- ・登録者数が多数の都道府県：福島県、東京都、宮城、千葉、埼玉、神奈川

(6) 空き家等物件数増加の為の環境整備、企画活動

①移住者の住まい確保の為の意見交換会の設置運用

- ・村民や村内企業、空き家問題解決の専門家等を集めての意見交換会を開催し、移住者の住まい確保の促進に有効と考えられる施策等について意見交換すること。検討した施策等については、村と十分に協議のうえ後段の「4.（7）空き家バンク登録推進支援」業務等に反映すること。

- ・意見交換会での協議内容については、空き家の短期間賃貸借運用や、空き家管理体制等、村の現状を十分に踏まえた施策を検討すること。
- ・移住者の住まい確保施策等の有効な取組事例や、他市町村で実施している空き家活用方法等の情報収集を行い、村が別途指定する期日までに報告すること。
- ・意見交換会のメンバーについては、村と協議して決定すること。
- ・意見交換会については、年3回以上開催することとし、段階的に参加メンバーのスキルアップが出来るような内容を提案すること。

(7) 空き家バンク登録推進支援

①空き家バンクセンター運用

- ・空き家・空き地バンク登録物件増加のため、a物件所有者の中には、「見ず知らずの相手に自分の物件を貸し出しすることに抵抗がある」と考える方がいること、b物件登録に至るケースとして地区に詳しい人物からの情報提供によるものがあること 等の理由から、地元のことに詳しい村民を介した空き家バンクセンター制度を運用すること。

②空き家・空き地バンク登録業務補助

- ・バンク登録希望者より申込書を受領し、村へ提出すること。
- ・宅建協会と相談の上、担当不動産会社へ調査を依頼すること。
- ・不動産会会社より調査結果を受領し、村へ提出すること。

(8) その他

- ・受託事業者は、月1回程度の定例会等を実施し、担当課と業務の進捗状況等を共有すること。
- ・受託事業者は、村役場において年2回の事業報告会を開催すること。開催時期は、10月頃、翌年3月頃とし、村長及び副村長が出席可能な日程とすること。
- ・定例会・事業報告会等において指示を受けたものに関しては、可能な限り事業に反映すること。
- ・その他必要に応じて担当課等との打合せを実施すること。
- ・受託事業者は、村の他の移住関連事業との定期的な情報交換の場を設け、調整・連携をはかること。
- ・本業務においては、役場内の他課との連携が発生することがあるため、あらかじめ想定しておくこと。
- ・受託事業者は、イベント等の企画を行う際は地域おこし協力隊や村内企業を活用した提案をすること。
- ・受託事業者は、村の限られた人材資源を考慮し提案をすること。

5 数量総括表

見積書は、次の表に記載の数量を達成する想定で作成すること。

(ただし、実際の業務の実施においては、数量が前後する場合がある。)

項目		
4 (1) ①	移住相談窓口常駐の相談員数	2名
	移住相談窓口開設日数	240日
	サテライト移住相談窓口開設日数	150日
4 (1) ②	移住イベント参加回数	4回以上
4 (1) ③	移住関連イベントの実施回数	10回以上
	首都圏での飯館村単独の移住フェア	1回
4 (2) ①	村内事業者へのヒアリング数	10社
4 (2) ②	企業見学実施件数	10件
4 (3) ①	地域おこし協力隊採用目標人数	7名
4 (3) ①	地域おこし協力隊活動内容かわら版作成	四半期ごと、3,000部
4 (3) ②	地域おこし協力隊面談実施回数	各隊員につき月1回以上
4 (4) ②	SNS投稿頻度（定期的なもの）	毎週1回以上
4 (4) ③	フリーペーパーの制作部数	500部
4 (4) ④	Web広告	3ヶ月
4 (5) ①	ふるさと住民イベント開催回数	1回以上
4 (5) ②	ふるさと住民へのメールマガジン送付回数	月1回以上
4 (6) ①	いいたて村空き家・空き地バンクサポーター意見交換会回数	年3回以上

6 成果品

受注者は下記により、4の業務に関する成果物を村に提出するものとする。

(1) 提出物

①業務完了報告書及び業務で作成した成果物（例：レポート、パンフレット等）

②事業経費報告書（すべての経費について、記録簿、領収書等の根拠が分かる資料をそろえ、報告書にまとめること）

(2) 提出方法

①紙媒体二部及び電子データ（CD）を一部提出すること

②紙媒体及び電子データを各一部提出すること

(3) 提出期限

・令和9年3月31日

※ただし、①②ともに2月半ばまでに暫定版を作成・提出すること。

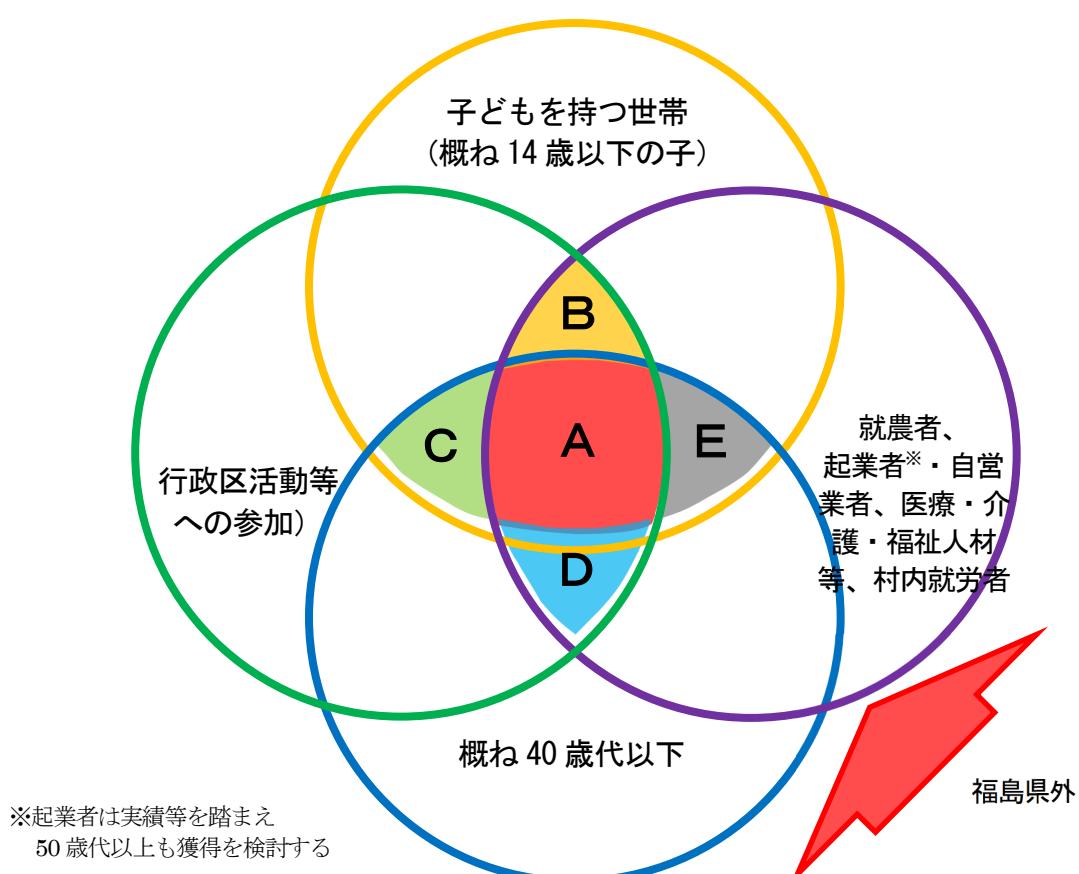
7 その他

・本事業は、復興庁「福島再生加速化交付金」を利用する事業である。

・本仕様書、設計書等に定めがない事項については、適宜村と協議して決定する。

別紙1 「交流・移住・定住ターゲット層」

- 次の図に記載の要素に該当する者またはそれらの者の移住・定住に繋がると考えられる者をターゲットとする。
獲得の優先度は概ね次の表のとおりとする。



区分	A	B	C	D	E (白地)
【獲得の優先度】	高				低
・子どもを持つ世帯	○	○	○	・子どもがない世帯	○
・福祉人材か就農者か起業者	○	○	・一般的なサラリーマン	○	○
・概ね40歳代以下	○	・50歳以上	○	○	○
・行政区活動等への参加	○	○	○	○	・行政区活動等に参加しない

移住までのステージ

- ・交流者 ・・・ 村外に居住している人で村に興味を持ってくれる人
- ・移住検討者 ・・・ 村外に居住する人で移住を考えている人
- ・移住者 ・・・ 村外から村内に移住し、5年未満の人
- ・定住者 ・・・ 村外から村内に移住し、5年以上経過した人